

ガーナ農村調査行

3

高根務

前号までの報告では、構造調整下でのガーナのココア部門の政策変化が、農村にどのような影響をもたらしているかを中心に報告した。今回の報告では、マクロ政策の農民への影響というテーマから少し離れて、ココア生産地帯の土地制度の実態を、村レベルでの調査から報告したい。ココア生産において最も重要な生産要素である土地に関する実態を把握することは、ガーナのココア生産農村がおかれている現状を理解する上で欠かせない。

1 第1世代の農民の土地取得

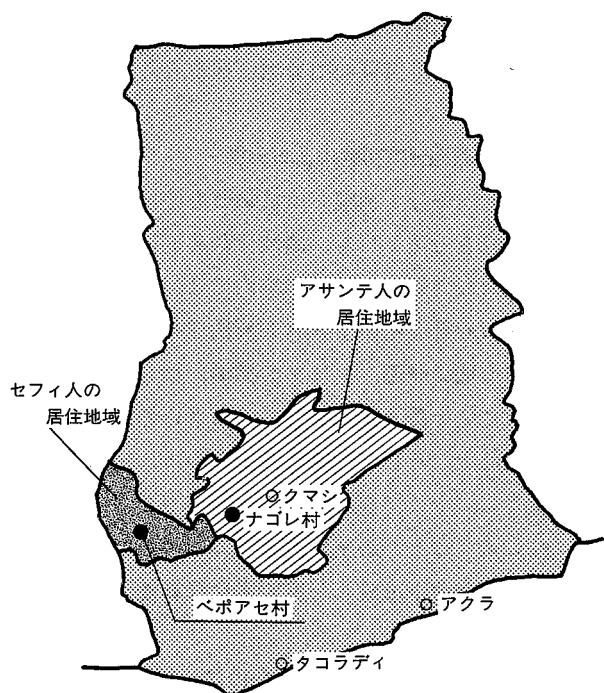
調査を行なったのは、ガーナ南西部の二つのココア生産村、ベポアセ村とナゴレ村である(地図参照)。両村とも国内で最もココアの生産量が多い地域に位置する。またこの地域は、1950年代以降にココア生産が活発化した、比較的新しい生産地帯でもある。

両村の住民は、ココア生産のための土地を求めて他地域から移住してきた農民がほとんどである。このような移住農民が未開墾地を使用しようとする場合、その伝統的首長から土地耕作の権利を取得しなければならない。

ベポアセ村は、伝統的にセフィ人が居住する地域に位置しているが、村内にはセフィ人が1人もいないという典型的な移住村である。1950年前後にガーナの各地からここに移住してきた人々は、この地域を管轄する伝統的首長に支払った金額に応じて土地を取得し、ココアの栽培を始めた。ただし、究極的な土地の保有権はセフィ人の王に帰属するため、移住農民が勝手に土地を売買したりすることは禁じられている。さらに当初移住農民は、伝統的首長にココア収穫全体の3分の1を納めなければならなかった。しかし62年からは制度が変わり、所有する土地1エーカー当たり一定金額を納める方法となり、さらに66年からはココア販売から得た収入の10%を各農民が支払う制度に変わって現在に至っている。現在この10%相当額は政府官吏によって各農民から現金で徴収され、当該地域の伝統的首長、セフィの王、ガーナ政府の三者の収入となっている。

一方ナゴレ村はアサンテ人が居住する地域に位置する。この村もベポアセ村と同じように、ココア生産をするための未開墾地を求めて移住してきた人々によって、1950年代に形成された。現在村の住民の8割はアサンテ人である。村およびその周辺の土地は、近くの政治都市ニナヒンの伝統的

調査村の位置



首長の管理下にある。ナゴレ村に当時移住してきた人々が土地を取得する方法には二通りあり、ニナヒンの居住者とそれ以外の移住者とで異なっていた。外部からの移住者の場合は、ニナヒン首長に代金を支払って土地を購入し、さらに蒸留酒を贈る儀礼を行なって土地取得を確定する必要があった。ただしへボアセ村のように土地取得後には首長に対する「税」の類は支払う必要がなく、また入手した土地の売買も自由である。一方地元民であるニナヒンの居住者が耕作地を得ようとする場合、村周辺の未開墾地でまだ所有者のいない土地は、首長の承認のもとに無料で耕作することができる。

最初に両村に移住してきた農民たちは、このような方法で当時未開墾地であった土地を取得して、ココア生産を開始した。ただし、そのような未開

墾地は1960年代に入る頃にはなくなり、両村周辺の土地は全て分割・取得し尽くされている。

2 第2世代以降の土地取得

上記のように伝統的首長から直接取得した土地の保有権を、移住民の第2世代以降に移譲する方法には、贈与・相続、売却（購買）、土地分割契約による分割、の三通りがある。

1 土地の贈与・相続

土地は、保有者の意志に従って親族や妻子などに贈与・相続できる。土地の贈与にあたっては、通常、保有者が事前に主な親族と相談し、贈与を受けるものは親族の立ち会いのもとに蒸留酒を贈る儀礼を行なう。死後の相続の場合は、遺言書がある場合にはそれに従って土地の相続が行なわれるが、ない場合には親族内の協議によって土地の相続者が決められる。

ナゴレ村の人口の8割を占めるアサンテ人は、母系制をとっている。したがって彼らの場合、伝統的な土地保有権の移動は通常、母系ラインをたどって行なわれる。しかしながらナゴレ村の実態を見ると、贈与・相続によって土地を得たアサンテ人のうち母系出自集団からの取得事例は全体の35%であり、他方、父系からの贈与・相続を受けた事例が33%ある。父系からの贈与・相続のなかでは、父から子への移譲が最も多い（母系親族制度のもとでは、父と子は別々の出自集団に属する）。母系・父系ラインの相続以外では、夫からの贈与・相続によって土地を得た妻の事例が23%ある。このようにナゴレ村での土地の贈与・相続は、伝統的な母系相続が常に踏襲されるとは限らず、父から子、夫から妻へ土地を移譲するパターンも併存していることがわかる。



このような伝統的な母系相続制度とそれ以外の贈与・相続のパターンとの併存は、農地保有者の母系出自集団とそれ以外の人物との間で土地争いを発生させる原因ともなっている。

土地保有者の母系出自集団と保有者の妻または子との間に、土地をめぐる抗争がおこりやすい背景には、ナゴレ村の移住村としての特徴がある。出身地から離れた土地での生産活動では、夫婦と子のまとまりのほうが母系出自集団との関係よりも強く、造成された農地に対する前者の権利の主張が強まる。つまり上記のような土地争いの多発は、伝統的な母系相続制度と、農地での労働などの貢献度を反映した妻や子の側からの土地への権利の主張が、相克している現状を反映していると見ることができる。

2. 売却・購買

ベポアセ村では、村周辺の土地の究極的な保有権はセフィの王にあることから、個人が土地を売却することは公には許されていない。しかし実際には、土地を購入によって取得した例もごく少数だが存在する。この場合は、土地を「売る・買う」という表現よりも、土地(所有)を「変える」という表現が選ばれることもある。

一方ナゴレ村では、土地の売買は自由に行なわれている。土地を購買する場合は、売り手側、買い手側双方の親族の立ち会いのもと、買い手が売り手に酒を献上する儀礼を行ない、土地保有権の移動を確認する。また、将来保有権に関する争いが起こるのを避けるために、土地の売買を証明する書類を整えることもある。

両村の住民は、最も重要な生産要素である土地の売却について非常に慎重で、土地売買の事例はそれほど多くない。両村の住民で土地を購入した者はいるが、逆に土地を売却した農民は非常に少

なく、現在住んでいる住民の中では一事例だけであった。土地を売却するのは、ほとんどが農業を完全にやめて自分の出身地に戻る人たちである。

3. 農地分割契約による分割

土地の贈与・相続および購買の他に土地の保有権を得る方法として、農地分割契約によるココア農地の取得がある。この契約では、土地保有者が農地の取得を希望する者と契約を結び、後者が一定の土地の開墾、ココアの植樹、ココア樹が成長するまでの農地管理などのいっさいの農作業を引き受ける。そして契約した土地のココア農地化が完了し、ココア樹が成長した時点で農地は等分され、半分はもとの土地保有者のものとなり、残る半分は農地を造成した契約者に保有権が移譲される。

農地分割契約は、両村とも1970年代後半から徐々に行なわれるようになり、年を経るにつれてその事例数が増加している。すなわちこの契約は、両村の第一世代が未開墾地を取得してココア生産を開始した時代にはほとんど行なわれず、その後近辺での未開墾地の取得が困難になって以降に、新しい土地取得方法として用いられるようになったと推測される。特に90年代以降は、両村に50年代に入植した第一世代の農民が引退し始める時期でもあり、さらに50年代に植樹されたココア樹も老齢化して収穫量も減少していく時期とも一致する。このように、所有者のいない未開墾地がなくなつて首長から直接土地を入手することがもはやできなくなっている現状と、引退をひかえて保有する土地や老齢化しつつあるココア農地の有効利用を考える土地保有者側の思惑が、近年の農地分割契約の多発化の背後にあると思われる。加えて、この契約で農地を入手しようとする側にとっては、少ない資本と自分の労働力だけでココア農地を入

手できるメリットがあり、他方土地保有者にとっては毎年一定の収入をもたらすココア農地を自ら労働することなく造成できるというメリットがある。

この農地分割契約では、契約者間の口頭での合意のみでココア農地の造成を開始することもあり、何年後に農地を分割するかなどの重要な点について取り決めがなされていないことが多い。またその場合、農地造成途中で土地保有者が死亡した場合の農地の帰属などを巡って、契約者と土地保有者の親族との間で紛争が起こることも十分予想される。

契約に伴うそのような問題が将来生じることを避けるため、農地分割契約の内容を書面にして保存する農民も多い。この契約書の内容は、個々の契約事例によってさまざだが、農地分割の時期や契約破棄の条件などを明記している場合が多い。書類の作成は通常、政府公認の書士のもとで行われ、契約者それぞれの親族が立会人となって書類に署名する。

この契約で農地取得を目指している農民の中には、現在土地を持たない土地なし層も多い。この契約は、資本を持たない土地なし層が、自らのココア農地を取得してココア生産を始めるための方法として積極的に使われているといえよう。

4 土地保有権をめぐる不確実性

土地の贈与・相続、売却・購買、および農地分割契約による土地保有権の移動に共通しているのは、取得した土地保有権をめぐる不確実性である。土地の保有権が移動した場合、伝統的には、立会人在席のもとで土地を譲り受けた者がもとの土地

所有者に酒を贈る儀礼を行なって、両者とその親族がこれを確認するのは前述したとおりである。これによって、土地保有権の移動を確認して将来問題が起らないようにするためである。しかし現実には、この儀礼のみでは将来の土地をめぐる抗争は完全には避けられていない。特に伝統的な相続ライン以外の者に土地所有権が移動した場合、「正当な」相続権を持つと主張する元所有者の出自集団側から、土地所有権をめぐる異議申し立てがなされる可能性が強い。

このような土地の移譲に伴う不確実な現状に対処するため、農民は土地の保有権を証明するさまざまな公的な書類を作成しようとする傾向がある。具体的には、相続に際しての遺言書や、土地売却を証明する書類、農地分割契約の内容を明示した契約書などである。加えて、政府公認の測量士に依頼して保有土地の地図を作製し、伝統的首長の署名を得てその保有権をより確実なものにしようとする例もある。このような動きの背景には、伝統的な相続ライン以外での土地の贈与・相続が多いこと、売却・購買や農地分割契約による所有権の移動が多くなっていることなどの現状がある。そしてこれらの現状が、土地保有権をめぐる争いが生じる可能性を大きくしているのである。

以上のように、ガーナのココア生産地帯での土地制度は、入手可能な未開墾地の減少やココア生産農民の社会経済関係の変化などを背景に、徐々に変貌を遂げている。また、土地制度の内容とその変化の度合いも、地域によって微妙に異なっている。今後はさらに別の村での調査を行ないながら、ココア生産地帯の土地制度の多様性と共通性を明らかにしていきたい。

(たかね・つとむ／在アクラ海外派遣員)